

自転車安全利用五則を守りましょう!

警察庁では、自転車に乗るときに守るべきルールのうち、特に重要なものを「自転車安全利用五則」として取り上げています。違反すると法律により罰せられることがあります。

自転車 安全利用 五則

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
- ⑤ 子供はヘルメットを着用



自転車の交通違反は罰せられるの?

下の表のような「禁止事項」と「罰則」が定められています。注意しましょう!
※ただし、例外や都道府県ごとに異なる条例を制定しているところもあります

禁止事項	罰則
二人乗り (16歳以上の運転者が幼児1人を補助椅子をつけて同乗させる場合などを除く)	2万円以下の罰金または料料
夜間の無灯火運転	5万円以下の罰金
酒酔い運転	5年以下の懲役、または100万円以下の罰金
信号無視・一時停止無視	3カ月以下の懲役、または5万円以下の罰金
歩行者妨害 (歩行者への注意や徐行の意)・歩行者妨害並進 (2台以上並んでの走行)	2万円以下の罰金または料料

損害賠償問題

自転車事故によって、相手にけがをさせ「加害者」になるケースがあります。そのような場合、懲役や罰金などの刑罰だけでなく、多額の賠償金を請求されることもあります。(出典:日本損害保険協会HP)

裁判事例① 賠償額 5,000万円

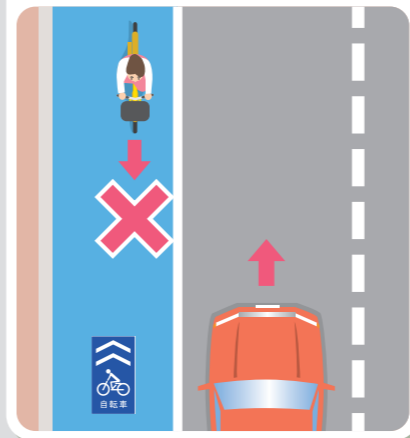
女子高生が夜間、携帯電話を操作しながら無灯火で走行中、前方を歩行中の看護師(57歳)と衝突。看護師には重大な障害(手足がしびれて歩行が困難)が残った。
(横浜地方裁判所 平成17年11月25日判決)

裁判事例② 賠償額 5,438万円

男性が昼間、信号表示を無視して高速度で交差点に進入、青信号で横断歩道を横断中の女性(55歳)と衝突。女性は頭蓋内損傷等で11日後に死亡した。
(東京地方裁判所 平成19年4月11日判決)

自転車通行ゾーンの正しい使い方

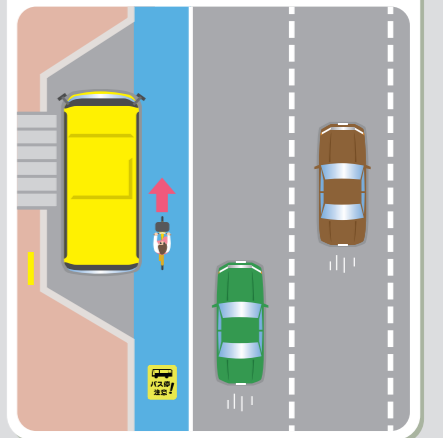
自転車通行ゾーンは、車と同じ方向へ走行してください。



並進は禁止です。前後1列に並んで走行してください。



バスが停車中の場合は、手前で停止するか、後方の車やバスの発車などに十分注意し、右側から追い越すようにしてください。



自転車通行ゾーンから歩道に乗り入れる場合は、歩行者※に十分注意し、転倒する恐れがあるためできるだけ直角にあがるようにしてください。



歩道は今までどおり通行できますが、歩行者※優先で、車道寄りを徐行してください。



自転車通行ゾーン設置区間は、駐車禁止(9~17時集配中の貨物車は除く)です。



- 自転車に乗るときは、ルールを守り、安全な運転を心掛けましょう
- 車の運転者や歩行者も自転車のルールを知って、お互いを思いやり安全を心掛けましょう

※道路交通法上では、以下のような場合も歩行者となります

- ・身体障がい者用の車いす、歩行補助車等または小児用の車を通行させている人
- ・大型自動二輪車もしくは普通自動二輪車、二輪の原動機付自転車または二輪もしくは三輪の自転車を押して歩いている人